

門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、予算の定める範囲内において、市内のものづくり事業者に対し、門真市産業誘導区域移転補助金（以下「補助金」という。）を交付し、本市が設定する産業誘導区域にもものづくり産業を誘導することにより、立地を促進し、集積を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり事業者 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類E－製造業に分類される事業をいう。以下同じ。）に含まれる事業を営む会社及び個人をいう。
- (2) 産業誘導区域 門真市立地適正化計画で定める産業誘導区域をいう。
- (3) 工場等 ものづくり事業者が製造業として自ら生産活動を行う工場又は研究開発施設及び当該施設の操業に付随する倉庫、事務所等をいう。
- (4) 新築 新たに購入し、又は自己の事業に供する土地に工場等を建築することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) ものづくり事業者
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 産業誘導区域内での土地の購入及び当該土地内での工場等の新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）
- (2) 産業誘導区域内での工場等の新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）

む。)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業について、同表の基本額の欄に定める基本額に同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）と、同表の限度額の欄に定める限度額とを比較して少ない方の額とする。

(補助対象事業の指定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める時期までに、補助対象事業について市長の指定（以下「事業指定」という。）を受けなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第1号に掲げる事業 当該土地の購入前
- (2) 第4条第2号に掲げる事業 当該工場等の建築の着工前又は購入前（購入後、改修等を行う場合を含む。）

2 前項の規定により事業指定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、門真市産業誘導区域移転補助金事業指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、前項各号に定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 会社の場合にあつては履歴事項全部証明書（発行後3箇月以内のものに限る。）、個人の場合にあつては直近期の確定申告書等の写し
- (2) 市税の調査に関する同意書（様式第2号）
- (3) 新たに購入し、若しくは購入後、改修等を行い、又は建築する工場等の平面図
- (4) 新たに購入し、若しくは購入後、改修等を行い、又は建築する工場等が立地する土地の配置図

3 市長は、指定申請書の提出があつたときは、当該申請内容を確認し、適当であると認めるときは、事業指定を行い、門真市産業誘導区域移転補助金事業指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、事業指定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

(指定事業の完了)

第7条 事業指定を受けた事業者（以下「指定済事業者」という。）は、事業指定を受けた日から3年以内に当該事業指定を受けた事業（以下「指定事業」という。）を完了しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 指定事業の完了日は、指定済事業者が当該指定に係る工場等の操業を開始した日（以下「操業日」という。）とする。

（指定事業の変更の承認）

第8条 指定事業者は、事業指定の決定を受けた後やむを得ない理由により指定事業の一部を変更しようとするときは、門真市産業誘導区域移転補助金指定事業変更承認申請書（様式第4号）に、第6条第2項第3号及び同項第4号に掲げる書類のうち、当該変更申請に係る書類を添えて、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を確認し、適当であると認めたときは、承認し、門真市産業誘導区域移転補助金指定事業変更承認通知書（様式第5号）により、指定済事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、指定事業の変更を承認する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該変更に必要な条件を付することができる。

（指定事業の中止等の届出）

第9条 指定済事業者は、事業指定の決定を受けた後やむを得ない理由により指定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、門真市産業誘導区域移転補助金指定事業中止・廃止届出書（様式第6号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、門真市産業誘導区域移転補助金事業指定解除通知書（様式第7号）により、当該届出者に通知するものとする。

（現地調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に係る土地及び工場等の現地調査を実施することができる。

2 指定済事業者は、前項の調査に対して協力しなければならない。

（事業指定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業指定を取り消すことができる。

- (1) 指定済事業者が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 指定事業が第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 指定事業が廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- (4) 第7条第1項に規定する期間を経過したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により事業指定を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業指定後において特に不相当であると市長が認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による事業指定を取り消したときは、門真市産業誘導区域移転補助金事業指定取消通知書（様式第8号）により、当該指定済事業者に通知するものとする。

（地位の承継）

第12条 相続、譲渡、合併等により、指定済事業者の事業を承継した者（以下「承継者」という。）は、市長の承認を得て、その地位を承継することができる。

2 承継者は、門真市産業誘導区域移転補助金指定事業者承継承認申請書（様式第9号）により、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容を確認し、適当であると認めたときは、門真市産業誘導区域移転補助金指定事業者承継承認通知書（様式第10号）により、当該承継者に通知するものとする。

（指定事業の完了報告）

第13条 指定済事業者は、指定事業を完了したときは、速やかに門真市産業誘導区域移転補助金指定事業完了報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業に係る工場等の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- (2) 交付対象事業に係る工場等の建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (3) 交付対象事業に係る土地又は家屋の登記事項証明書（発行後3箇月以内のものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定による報告があったときは、当該報告の内容を審査し、その結果を門真市産業誘導区域移転補助金完了報告審査結果通知書（様式第12号）により、指定済事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第14条 前条第3項の規定による通知において適正である旨の通知を受けた指定済事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする年度ごとに1月31日（その日が門真市の休日を定める条例（平成2年門真市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付申請は、門真市産業誘導区域移転補助金交付申請書（様式第13号。以下「交付申請書」という。）に、交付対象事業に係る土地又は家屋の登記事項証明書（発行後3箇月以内のものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、門真市産業誘導区域移転補助金交付指令書（様式第14号）により、指定済事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

（補助金の交付の開始時期及び交付期間）

第16条 補助金の交付の開始時期は、次の各号に掲げる年度のうちいずれか遅い年度とする。

(1) 指定済事業者を納税義務者とする交付対象事業に係る土地又は家屋の固定資産税及び都市計画税の納税通知書が初めて発行された日の属する年度

(2) 操業日の属する年度

2 補助金の交付期間は、前項の規定による交付開始年度から3年間とする。ただし、指定済事業者が第14条の規定による交付申請書の提出をしなかったときは、この限りでない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第17条 事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に交付したものについては、期日を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 市税を滞納しているとき。
- (4) 第8条第1項の規定によらず指定事業を変更したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付決定後において、補助金の交付を行うことが不適當であると市長が認める事由が生じたとき。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	基本額	補助率	限度額
第4条第1号に掲げる事業	購入した土地に係る固定資産税及び都市計画税額	3分の2	1対象事業者につき1年当たり5,000,000円
	新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）した工場等に係る固定資産税及び都市計画税額		1対象事業者につき1年当たり3,000,000円
第4条第2号に掲げる事業	新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）した工場等に係る固定資産税及び都市計画税額		1対象事業者につき1年当たり3,000,000円

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

門真市産業誘導区域移転補助金事業指定申請書

門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき門真市産業誘導区域移転補助金の補助対象事業の指定を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業を実施する所在地
- 2 補助対象事業着手予定時期 年 月
- 3 操業開始予定時期 年 月
- 4 補助対象事業の内容
別紙「事業計画書」のとおり

別紙

門真市産業誘導区域移転補助金 事業計画書

1 申請者の概要等

企業名(個人 の場合は屋 号を記載)		法人番号 (会社の場 合のみ)	
本社所在地 (個人の場合 は主たる 事業実施場 所を記載)			
設立年月(個人 の場合は 創業年月を 記載)			
従業員数			
本社以外の 事業所(本市 の区域内の ものに限 る。)	事業所の 種類		所在地
	事業所の 種類		所在地
営む製造業 の業種(中分 類で記載)			
自社の業務 内容			

2 実施する交付対象事業（該当するものにチェック）

- 産業誘導区域内での土地の購入及び当該土地での工場等の新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）
- 産業誘導区域内での工場等の建物のみの新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）

3 計画期間

年 月 ～ 年 月

4 購入、改修及び新築予定資産の概要

(1) 購入、改修及び新築予定資産

土地

所在地			
地番	外	筆	地積 m^2
売買契約予定年月日			
引渡し予定年月日			
購入予定価格 (税込・円)			

工場等

所在地			
家屋番号			
種類(該当する全てにチェック)	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 研究開発施設 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古物件等を購入 <input type="checkbox"/> 中古物件等購入後改修等		
構造・階層			
延床面積	m^2		
発注予定年月日	年	月	日
着工予定年月日(新築の場合のみ)	年	月	日
竣工予定年月日(新築又は中古物件等購入)	年	月	

後改修等のみ)	
建築(取得) 予定価格 (税込・円)	円

(2) 事業の概要

--

5 担当者

部 署		役 職	
氏 名			
電 話			
E-M a i l			

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

市税の調査に関する同意書

門真市長（氏 名）様

私（当社）に関する次の事項について、市が調査することに同意します。

記

- (1) 門真市産業誘導区域移転補助金に係る事業指定及び補助金交付の可否等を判断するために必要な市税の納付状況
- (2) 門真市産業誘導区域移転補助金の対象となる固定資産税額及び都市計画税額

年 月 日

住所 〒 _____

名称（個人事業主の場合は屋号を記載） _____

代表者役職 _____

代表者氏名 _____ (印)

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市産業誘導区域移転補助金事業指定通知書

年 月 日付けで申請のあった門真市産業誘導区域移転補助金事業指定について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり事業指定をしたので通知します。

記

1 指定番号 第 号

2 指定事業の内容

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

門真市産業誘導区域移転補助金指定事業変更承認申請書

年 月 日付けで指定通知を受けた指定事業について、下記のとおり変更したいので、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 指定番号 第 号

2 変更の内容及び理由

3 変更後の事業計画書

別紙「事業計画書」のとおり

別紙

門真市産業誘導区域移転補助金 事業計画書

1 申請者の概要等

企業名(個人 の場合は屋 号を記載)		法人番号 (会社の場 合のみ)	
本社所在地 (個人の場合 は主たる 事業実施場 所を記載)			
設立年月(個人 の場合は 創業年月を 記載)			
従業員数			
本社以外の 事業所(本市 の区域内の ものに限 る。)	事業所の 種類		所在地
	事業所の 種類		所在地
営む製造業 の業種(中分 類で記載)			
自社の業務 内容			

2 実施する交付対象事業（該当するものにチェック）

- 産業誘導区域内での土地の購入及び当該土地での工場等の新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）
- 産業誘導区域内での工場等の建物のみの新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）

3 計画期間

年 月 ～ 年 月

4 購入、改修及び新築予定資産の概要

(1) 購入、改修及び新築予定資産

土地

所在地			
地番	外	筆	地積 m^2
売買契約予定年月日			
引き渡し予定年月日			
購入予定価格 (税込・円)			

工場等

所在地			
家屋番号			
種類(該当する全てにチェック)	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 研究開発施設 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古物件等を購入 <input type="checkbox"/> 中古物件等購入後改修等		
構造・階層			
延床面積	m^2		
発注予定年月日	年	月	日
着工予定年月日(新築の場合のみ)	年	月	日
竣工予定年月日(新築又は中古物件等購入)	年	月	

後改修等のみ)	
建築(取得) 予定価格 (税込・円)	円

(2) 事業の概要

--

5 担当者

部 署		役 職	
氏 名			
電 話			
E-M a i l			

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市産業誘導区域移転補助金指定事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった門真市産業誘導区域移転補助金指定事業について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定事業の内容
- 3 変更の内容

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

門真市産業誘導区域移転補助金指定事業中止・廃止届出書

年 月 日付で指定通知を受けた指定事業について、次のとおり（中止・廃止）したいので、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 指定番号 第 号

2 中止・廃止の内容及び理由

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市産業誘導区域移転補助金事業指定解除通知書

年 月 日付けで申請のあった門真市産業誘導区域移転補助金指定事業（中止・廃止）について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり指定を解除したので通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定事業の内容
- 3 廃止・中止の内容

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市産業誘導区域移転補助金事業指定取消通知書

年 月 日付けで指定した門真市産業誘導区域移転補助金指定事業について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定事業の内容
- 3 取り消した内容

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

門真市産業誘導区域移転補助金指定事業者承継承認申請書

指定済事業者の地位を承継したいので、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 指定番号 第 号

2 指定事業の内容

3 承継の理由

4 承継年月日 年 月 日

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（氏 名）様

門真市長（氏 名）

門真市産業誘導区域移転補助金指定事業者承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった門真市産業誘導区域移転補助金指定事業の承継について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定事業の内容
- 3 指定済事業者の事業を承継した者

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

門真市産業誘導区域移転補助金指定事業完了報告書

年 月 日付けで指定の通知を受けた門真市産業誘導区域移転補助金に係る指定事業について、下記のとおり完了しましたので、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第13条第12項の規定に基づき報告します。

記

1 指定番号 第 号

2 指定事業の完了日（操業日） 年 月 日

3 完了した事業の内容

別紙「実績報告書」のとおり

別紙

門真市産業誘導区域移転補助金 実績報告書

1 報告者の概要等

企業名(個人の場合は屋号を記載)		法人番号 (会社の場合のみ)	
本社所在地 (個人の場合は主たる事業実施場所を記載)			
設立年月(個人の場合は創業年月を記載)			
従業員数			
本社以外の事業所(本市の区域内のものに限る。)	事業所の種類		所在地
	事業所の種類		所在地
営む製造業の業種(中分類で記載)			
自社の業務内容			

2 実施した交付対象事業（該当するものにチェック）

- 産業誘導区域内での土地の購入及び当該土地での工場等の新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）
- 産業誘導区域内での工場等の建物のみの新築又は購入（購入後、改修等を行う場合を含む。）

3 事業実施期間

年 月 ～ 年 月

4 購入、改修等及び新築資産の概要

(1) 購入、改修等及び新築資産

土地

所在地			
地番	外	筆	地積 m^2
売買契約年月日			
引き渡し年月日			
購入価格（税込・円）			

工場等

所在地			
家屋番号			
種類（該当する全てにチェック）	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 研究開発施設 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古物件等を購入 <input type="checkbox"/> 中古物件等購入後改修等		
構造・階層			
延床面積	m^2		
発注年月日	年	月	日
着工年月日（新築の場合のみ）	年	月	日
竣工年月日（新築又は中古物件等購入後改修等のみ）	年	月	
建築（取得）価格（税	円		

込・円)	
------	--

(2) 事業の概要

--

5 担当者

部 署		役 職	
氏 名			
電 話			
E-M a i l			

様式第12号（第13条関係）

第 号
年 月 日

（氏 名）様

門真市長（氏 名）

門真市産業誘導区域移転補助金完了報告審査結果通知書

年 月 日付けで報告のあった門真市産業誘導区域移転補助金指定事業の完了について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告内容が（適正・不適正）であったことを通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定事業の内容
- 3 指定事業の完了日（操業日） 年 月 日
- 4 不適正の場合は、その理由

備 考

補助金の交付申請ができる期間は、 年度から 年度までであり、年度ごとに申請が必要です。

様式第13号（第14条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

門真市産業誘導区域移転補助金交付申請書

門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、門真市産業誘導区域移転補助金の交付を受けたいので、同条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 指定番号 第 号

2 指定事業の内容

様式第14号（第15条関係）

門真市（ ）指令第 号

様

門真市産業誘導区域移転補助金交付指令書

年 月 日付で申請のあった門真市産業誘導区域移転補助金について、門真市産業誘導区域移転補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定し、交付する。

年 月 日

門真市長（氏 名）印

記

交付決定額 _____ 円

	対象資産等	金額	備考
土地			
工場等			